

# 目 次

会期日程表 .....	1
第 1 号 (8月9日)	
開会、閉会の日時 .....	3
出席議員 .....	3
欠席議員 .....	3
地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名 .....	3
事務局出席者 .....	3
議事日程 .....	4
追加議事日程 .....	4
開会及び開議の宣告 .....	5
会議録署名議員の指名 .....	5
会期の決定 .....	5
諸般の報告 .....	5
議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託 .....	5
議案第38号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託 .....	6
諸般の報告 .....	16
日程の追加 .....	16
議案第37号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	16
日程の追加 .....	18
議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決 .....	18
日程の追加 .....	19
意見案第7号及び決議案第1号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	20
日程の追加 .....	22
意見案第8号及び決議案第2号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決 .....	22
閉会の宣告 .....	24
署名議員 .....	24

平成25年第5回臨時会会議録  
(会期日程表)

開会 平成25年8月9日  
会期 1日間  
閉会 平成25年8月9日

月 日	曜日	会議別	開議時間	日 程
8月9日	金	本会議	午前10時	会議録署名議員の指名・会期の決定・議長諸般の報告・議案提案説明 議案第37号質疑、総務常任委員会付託 議案第38号質疑、予算審査特別委員会付託
		委員会	午前10時30分	議案第37号総務常任委員会 (説明～採決)
		委員会	午前10時50分	議案第38号予算審査特別委員会 (説明～採決)
		本会議	午前11時30分	総務常任委員長報告、質疑、討論、表決 予算審査特別委員会委員長報告、質疑、討論、表決 (閉会)

会期日数 1日間 本会議日数 1日間 委員会日数 1日間



# 平成25年第5回大宜味村議会臨時会会議録

(第1号) 平成25年8月9日

## 1. 開会、閉会の日時

開 会 (平成25年8月9日 午前10時00分)

閉 会 (平成25年8月9日 午後1時09分)

## 2. 出席議員 (10名)

1 番議員 大 城 佐 一

2 番議員 新 城 一 智

3 番議員 平 良 英 勝

4 番議員 東 武 久

5 番議員 宮 城 辰 徳

6 番議員 前 田 孝

7 番議員 安 里 重 和

8 番議員 具志堅 朝 秀

9 番議員 平 良 嗣 男

10 番議員 金 城 勇

## 3. 欠席議員 (0名)

な し

## 4. 地方自治法第121条の規定により説明のため議場に出席した者の職・氏名は次のとおりである。

村 長 島 袋 義 久 企画観光課長 山 城 均

副 村 長 山 城 清 臣 教 育 長 友 寄 景 善

総務課長兼  
村史編纂室長 島 袋 幸 俊 教 育 課 長 新 城 寛

財 務 課 長 山 城 文 子

## 5. 職務のため議場に出席した事務局員の職・氏名は次のとおりである。

事 務 局 長 神 里 富 松 主 事 松 川 雄 太

6. 議事日程（第1号）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1		会議録署名議員の指名	
2		会期の決定	
3		議長諸般の報告	
4	議案 第37号	大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	提案説明 質疑～付託
5	議案 第38号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	提案説明 質疑～付託

7. 追加議事日程（第1号の追加1）

日程番号	事件番号	件 名	摘 要
1	議案 第37号	大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	委員長報告 質疑～表決
2	議案 第38号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）	委員長報告 質疑～表決
3	意見案 第7号	県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書	提案説明 付託省略
4	決議案 第1号	県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議	提案説明 付託省略
5	意見案 第8号	米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書	提案説明 付託省略
6	決議案 第2号	米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議	提案説明 付託省略

---

### ◎開会及び開議の宣告

- 議長（金城 勇） おはようございます。  
ただいまから平成25年第5回大宜味村議会臨時会を開会します。  
本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

---

### ◎会議録署名議員の指名

- 議長（金城 勇） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、2番 新城一智議員及び3番 平良英勝議員を指名します。
- 

### ◎会期の決定

- 議長（金城 勇） 日程第2 会期の決定を議題にします。  
お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。  
御異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。  
したがって会期は、本日1日間に決定しました。
- 

### ◎諸般の報告

- 議長（金城 勇） 日程第3 諸般の報告を行います。  
本臨時会の会議に出席を求め、説明員として通知のあった者の職・氏名は、お手元に配りました名簿のとおりです。  
これで諸般の報告を終わります。
- 

### ◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

- 議長（金城 勇） 日程第4 議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。  
本案について提案理由の説明を求めます。村長。  
(島袋義久村長 登壇)
- 村長（島袋義久） おはようございます。  
暑期中、本日、平成25年第5回大宜味村議会臨時会を招集いたしましたところ、全議員御出席のもと審議できますことに感謝を申し上げます。ありがとうございます。  
それでは議案を提案いたします。  
議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例  
上記の議案を別紙のとおり提出する。

提案理由

条例の訂正と水質基準項目を追加する必要があり、この案を提出する。

なお、内容につきましては、担当課長から説明させていただきますのでよろしく願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

（山城 均企画観光課長 登壇）

○ 企画観光課長（山城 均） それでは議案第37号の補足説明をさせていただきたいと思います。

大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例。

大宜味村工業用水道事業給水条例（平成24年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「給水の制限」を「給水を制限」に改め、同条を第12条とし、第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げ、第19条第1項の表を次のように改め、同条を第18条とし、第20条から第25条までを1条ずつ繰り上げる。

表につきましてですね、現行で表中の項目の水温から濁度、水素イオンまでは現行の条例表記されておりましたが、以下のアルカリ度からの5項目を追加するものであります。

まず、その理由としては、工業用水道事業施行令第1条で、水質の測定は毎日1回、表の8項目について行うことを義務づけられております。ただし、4項目、下のアルカリ度からの4項目につきましては、すみません、5項目につきましては、経済産業大臣の承認を受けたときは、測定を省略することができるものとなっております。

実態としまして、アルカリ度、硬度、蒸発残留物の検査結果を行いました。その結果は工業用水基準を上回っておる状態でございます。それで毎日測定を省略するためには、村独自の基準を村条例にて定める必要があります。硬度と蒸発残留物の水質基準の設定根拠につきましては、飲料水であります水道法に基づく水質基準を採用しており、安全基準は確保されるものと考えております。

なお、全項目を毎日測定することによる業務量及び費用等の増大にかんがみ、御理解をいただき、村条例での基準設定をお願いしたいと思います。以上です。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本件については、総務常任委員会に付託します。

---

◎議案第38号の上程、説明、質疑、予算審査特別委員会の設置、委員会付託

○ 議長（金城 勇） 日程第5 議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。村長。

（島袋義久村長 登壇）

○ 村長（島袋義久） 議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算（第2号）

平成25年度大宜味村の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,780万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億8,805万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成25年8月9日提出

大宜味村長 島袋義久

なお、内容につきましては、副村長から説明させますのでよろしくお願いたします。

○ 議長(金城 勇) 副村長。

(山城清臣副村長 登壇)

○ 副村長(山城清臣) 議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)の説明をいたします。

今回の予算の補正は3,780万円の増額補正でございます。

歳入については、17款繰入金3,780万円で、財産形成基金よりの取り崩しとなっております。

次に歳出について説明をいたします。

10款教育費3,785万3,000円の増額でございますけれども、これは小中学校建設基本計画、さらに基本設計業務委託料の分でございます。

14款予備費5万3,000円の減額でございます。

なお、詳細については、委員会で担当課長等から説明させていただきます。よろしくお願いたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番(平良嗣男) それでは6ページの10款教育費、3目学校建築費に関連をして、きょう皆さん方が朝、結の浜の移転に伴う、土地利用の移転に伴う資料が提出されております。そこでお伺いしたい。

皆さん方が、これまで結の浜の土地利用というものを住民説明会、あらゆるところで土地利用に関してはこれまで、現在皆さん方が変更しようとしている結の浜公園、スポーツ拠点整備計画、交流広場等がありますが、そこら辺と学校用地というのは、もともと別の場所にあった。こういうことで皆さん方は住民説明会で説明をやってきたんですね。しかしながら、急にこのようにして土地利用計画を変更したい。これまでのスポーツ拠点施設を学校施設に変更したいというふうなことがあるんだけれども、あなた方の移転の理由を見ると、この土地が全体で、本当に今の結の浜公園のスポーツ拠点の土地と学校施設の土地がそんなに、ここにあるように理由が違うのかどうか。そこら辺をお伺いしたい。そして、その土地じゃなければできないという理由、こっちに皆さん書いてあるんだが、本当にそうなのか、そこら辺をお伺いしたい。

これと、あと1点、あなた方のこの移転の変更理由による影響、そこら辺を見ると、平成25年3月に制定された結の浜公園、スポーツ拠点整備計画の計画見直しが必要となるとあるんですが、じゃあそれじゃあですね、大宜味村のこれまで各小学校が使ってきたグラウンド等、運動とかスポーツといえ、村内の、言わば陸上競技とかですね、村自体のものがなくて、学校の運動場を使ってやっていたんです

ね。そういうことがあるために、結の浜に新たにそういうスポーツ拠点施設をつくっていききたいというふうなことがあるんだけど、その計画が実行されるのかどうか。あなた方のこれを見ると、やるのかやらないのか、一部見直しが必要だというんだが、やるのかやらないのか。または縮小するのかどうか、そこら辺が全くわからない。そこら辺も含めた皆さん方の返答を求めたい。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 学校用地の変更についてであります。当初は北側のほうということで計画を進めておりました。教育委員会としましては、最終的には結の浜ということで、結の浜地区の場所は特定しておりませんでしたけれども、村の計画で北側のほうにありまして、そこで学校用地を建設するとなると、さまざまな支障というんですか、弊害というか、学校教育上、もっと教育効果を高めるためには現在の場所よりも中央部に移転したほうが良いということがありまして、教育長のほうから村長部局に学校用地の変更はできないものかということで要請をいたしました。それを受けて、村でいろいろ検討して、結果的に中央部のほうに移転ということになっております。以上です。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） これは今、教育委員会から村長部局にこういうふうな要請をしているわけです。村長部局としてはどのように思っているのか、この辺をお伺いしたい。

○ 議長（金城 勇） 副村長。

○ 副村長（山城清臣） 平良嗣男議員の質疑にお答えをいたします。

教育委員会から村長部局へ要請がありました。これについては、先ほど教育長から説明があったとおりでございますけれども、これを受けまして、私ども内部検討委員会をつくりました。それで土地利用の班会議を2回持ちました。その後、庁議を行いました。さらに庁議の中で現在計画している変更場所について了解をしたところでございます。その後、村づくり検討委員会を招集いたしまして、その中で私どもの考え方について説明をし、了解をしてきたところでございます。これがこれまでの経緯でございます。

私どもは、その北側の位置から中央部への変更につきましては、細かく、この主要なことありますけれども、教育環境の良好な環境づくりはどうすればいいかということの観点から議論をしてきたところでございます。以上でございます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 平良嗣男議員の質疑にお答えしたいと思います。

スポーツ拠点施設の計画の変更があるのかどうかということでございます。実は、この計画ですね。結の浜公園スポーツ拠点施設計画ということで、平成25年3月に策定されております。その中で、この計画につきましては、結の浜の全体の公園計画の中の一部としまして、中央部に交流広場の施設ということで計画をしております。その内容としましては、隣村に東、国頭に、主に国頭村にですが、専用の野球場とか陸上競技場ができていくということで、結の浜につきましては、そのような専用の施設は必要ではあるんですが、そういう隣村の施設を利用するという状況の中で多目的の広場としての整備がよろしいんじゃないかということで結論が出ておりました。その結の浜の、全体の海浜公園、護岸を、護岸公園とかですね、そういったものを含めての整備の中で、その一部の交流広場ということで考えておりました。先ほど教育委員会からもありましたように、将来を担う子供たちの教育施設を優先としまして考えた場合に、その交流広場を北側に移して新たな計画、それから先ほど来ありますように、今後、

村内4小学校の統合がございます。そういうもろもろの跡利用等を考えながらの、含めてですね、その新たな結の浜での交流広場、スポーツの拠点施設ということの計画も練り直していく必要があるだろうということで、縮小とか、そういったことは、今のところ考えておらずですね、新たな配置に伴う計画の練り直しを検討すべきだと考えております。

○ 議長（金城 勇） 9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） それじゃあね、確認やっておくんだが、今、皆さんの答弁の中では縮小はないということですから、そのとおり、これまでのこの結の浜の土地利用計画、全体的な。計画の中の一部を変更するということですから、そういう中で当初から計画されていたものに対してはちゃんと実行していくというふうなことなんですよ。これ縮小ないと今はっきり言ったよね。これちゃんと覚えておいてくださいよ、縮小はないね。そして縮小をなくして、ちゃんと計画どおりやっているというようなことですよ。あなた方の今の答弁はさ、縮小はないというんだから。

（「縮小は検討していないということです」と呼ぶ者あり）

○ 9番（平良嗣男） 縮小は検討していないということは、これはないということでしょう。今現在、ないということでしょう。検討していないということは、皆さん方はそういう、これからの、大宜味村の結の浜のビジョンを行う中において、今はやっていない。皆さん方、計画つくっているじゃないですか、土地利用の計画。それを踏まえて、今やるんでしょう、実際は。そういう計画のもとに、皆さん方は県に申請して、これに基づいてやっているわけだよ。これ変更する場合はいろいろ手続があるでしょう。これ踏まえてからやるわけだから、これは簡単にいかないと思うんだよな、実際ね。だから、基本的には埋立申請の場合に、皆さん方は土地利用計画を出した。それに基づいて行っただよ、実際ね。だからその中に一部変更はあるでしょうが、だけど、基本的にはその計画に基づいてやる。その計画を実行してやっていくんでしょう。これを縮小するのか、やるのかやらないのかということをお聞きしたいんですよ、今。あなた今、課長は、何を言った、今。変更は、縮小はありませんと言っているんでしょう。そこら辺どうなんですか。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 大変申しわけありません。縮小につきましては、今のところ検討しておりませんということでお答えしたつもりではありますが、やはりどうしても、この敷地の状況によっては規模の縮小なり、そういった状況が出てくる可能性もございます。ですから、その辺のですね、ただ、現在ある結の浜公園のスポーツ拠点施設計画の中の交流広場の計画にありますような、施設の機能を引き継いで、敷地が変わっても、その機能を移動して生かせるような計画に持っていきたいと。大変、先ほどの答弁でですね、誤解を招いた点についてはおわびします。

それと、あと埋立申請につきましては土地利用計画の変更、やはり敷地の位置が変わりますので、その辺の変更申請も必要でございます。その辺につきましては、今、事前の調整等も一応しておりますが、申請決定しましたら、速やかに変更申請してくださいということになっております。

○ 議長（金城 勇） 議員の質疑は3回になりますが、会議規則第55条のただし書きによって特に発言を許します。

9番 平良嗣男議員。

○ 9番（平良嗣男） この土地利用計画についてはですね、これは今後、時代に応じていろんな変更が出てくるでしょう。しかしながら、このスポーツ拠点に対してはしっかりとやってもらいたいわけで

す。そしてこれはもう、先ほど言ったように、時代に伴ったいろんな関連から変更とか出てくるでしょう。それはもちろん皆さん方、御苦労なさって、結局は変更手続等やらなきゃできないでしょうけれども、とにかくこの土地利用に関しては十分なる検討をしていただいて、この土地利用、現在、実際、そこに当初予定されたところが変更になった場合には、今、その自治体のものだからいいですよ。例えば、農協施設に変更が出た場合に、いろいろ計画している段階でそういう変更が出た場合にはですね、村の都合で出た場合には大変困ることが出るんですよ。そういうところもあるものですから、しっかりとした当初計画と照らし合わせながら、この土地利用についてはやってもらいたいということを希望して終わります。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） じゃあ、整備計画、結の浜の土地利用計画の見直しについてちょっとお伺いしておきたいんですが、教育委員会からの資料によりますと、スポーツ拠点整備計画の委託業務の発注が平成23年10月になされまして、そして平成25年3月29日にはスポーツ拠点整備計画が策定されているということですね。このスポーツ拠点整備計画の策定と、計画と、この用地が変更した場合の整合性は図られているのかどうか。

そしてもう1点、これも教育委員会から今朝あった資料なんですが、これは教育長名で村長へ平成25年6月26日に役場のほうで受けているんですがね。結の浜土地利用計画の見直しについてということで、その2枚目のところで、現予定地というのは、今、中学校予定地のことを指していると思うんです。その地形的面から、現予定地の水はけが劣悪で、ふだんから雨水がたまり、ビオトープのさまであり、地盤改良が必要となるのではないかと考えますと。それを行う場合、平成28年度4月を開校目標にしていることや、工事コストを考えた場合、不適合ではないかと思えますと。現中学校予定地は、結局皆さん御存じのように国道から通りますと、いつも水がたまっている状態はすぐ理解できるんですよ。ここは学校敷地だけではなく、ほかの面にもスポーツ拠点施設計画の中でも不適合ということをお考えですか。教育委員会から出されている文書、それに乗っかって皆さんやっていると思えますがね。現在予定されている中学校用地にはスポーツ拠点施設は大丈夫だろうと。学校用地はこの地盤でも別に差し支えないんだと、そういうお考えなんですか。教育委員会の村長の要請には不適合と書かれているんですよ、現在の予定地は。そのスポーツ拠点施設整備計画との、この土地との整合性についてひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） それでは前田議員の御質疑にお答えします。

結の浜公園スポーツ拠点施設計画の策定が平成25年3月29日に策定ということで、その以前に教育委員会から敷地の移転ということで依頼がございます。その中で、私たちのほうも検討してきてからというか、そのまた策定の、この計画との整合性ということで御質疑がございます。実際にその策定の終盤にそういう要望等もございまして、その時点ではほぼその計画が固まっている状況にございまして、ありますが、その報告書の最後のほうに検討課題としまして、そういう地域から上がっている学校施設等々の用地の検討は要するだろうということで、ちょっと結びのほうにも載せられておりまして、策定委員会のほうでもそういう村の事情が出た場合には、そういう検討も必要であろうということになっておりまして、これが整合性というか、そういうこととございますけれども、やはりこの計画の中身とし

まして、やはり先ほども申し上げましたように、教育施設、村の子供たちの学校教育施設を優先にということと考えておまして、計画書とは違いますが、そういう方向に用地の変更になるということと考えております。

もう1点、先ほど教育委員会からの要請書にあります敷地の地質の状況によってありますが、それを学校用地だけではなく、スポーツ拠点施設として、交流広場としてやった場合にもそういう問題が発生するんじゃないかということをございますけれども、これにも書かれていますように、現時点での目標としまして、平成28年4月を学校の開校の目標にしているということで、その期間を考えますと、やはり調査する時間等もなく、コスト面とか、そういった問題が発生するだろうと。その辺を、そういう問題を今後交流広場、スポーツ拠点施設を整備するに当たりまして、事前に調査していく、土質の改良になるのか。それとも一部、そういう排水設備を整備すればいいのかという計画の練り直しができるということで、その辺の問題は解消していく方向に持っていけないんじゃないかということと考えておまして、その平成28年4月開校を目標にしている学校施設ではそういう問題が出てくるだろうという解釈であります。

○ 議長（金城 勇） 6番 前田 孝議員。

○ 6番（前田 孝） 簡単に言うと、私の質疑はですね、学校はだめだけれども、拠点施設だったらこの土地でも結構でしょうというのが教育委員会、あなた方の見解なんですか。地盤的な問題から言われてやっておりますが、学校はこっちダメですが、ほかのスポーツ拠点施設だったら大丈夫だと、そういう言い方にしか、この問題からつながらないですよ。これは教育委員会の判断として出されている、村長あての文書なんですが、受けた長のほうはしっかりとその不適格ということについては吟味せんといかんですよ、その辺は。まあ、それはそれで結構なんですがね。皆さんね、過疎計画とか御存じですか。ですから先ほど、スポーツ拠点施設、この発注と、スポーツ拠点整備計画の策定がなされていたということを私申し上げたんですよ。学校の前に、スポーツ拠点は平成24年度から26年度までの計画なんですよ、そうでしょう、過疎計画、お持ちじゃないですか。どれが先ですか。今のその問題と。ですから、このスポーツ拠点整備計画の委託が平成23年10月に始まっているんですよ。それで平成25年3月29日は計画策定している、スポーツ関係にはね。と、平成24年度から平成26年度までの3年度で、スポーツ拠点施設を整備すると、皆さんこれきちんと過疎計画出されているんです。それとも矛盾するんですよ、それとも。用地の変更というのは、こういうこともしっかりと踏まえてやらないと。スポーツ拠点施設はいつできるんですか、これ。財源上の裏づけも。先にやるべきものが後回しになっているんですよ、これ。計画書はきちんとやらんといかんですよ。これについてお答えいただきたい。

最後にですよ、中学校建設工事として、平成25年度から27年度の過疎計画が計画されております。これ小学校入っていないです、過疎計画に。小学校は過疎債を適用しないで、自前でできますか。ですから過疎計画、一部見直しも必要じゃないですかね、小学校問題については。私、これ提言しておきたいと思えます。もう、今始まっているんですから、来る3月、来年3月定例会でも過疎計画の見直しやらないと、皆さん、これは国、県との調整手こずりますよ、正直申し上げて。それ説明しないように、これだけは固く申し上げておきますからよろしく願います。

以上ですけれども、さっきの件について答弁お願いして質疑終わります。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 過疎計画は平成24年から26年ということで、スポーツ拠点の計画があ

るということで、現在ですね、この計画の策定につきましては、結の浜の公園及びスポーツ拠点施設整備計画ということで、現在、その中の公園計画も含めて進めているわけですが、まずはその防潮、防風林対策とか、そういったものが先だろうと。塩害とか、そういったものが必要だろうということで、実際、この計画に、結の浜公園スポーツ拠点計画に基づきまして実施しております、公園部分をですね。護岸あたりの村民海浜公園と護岸整備ということで、これも一部植栽とか含めてのあれですが、公園整備ということで、この過疎計画にありますスポーツ拠点という、のみになってはおりますが、結の浜公園スポーツ拠点整備計画ということでですね、現在、昨年度から繰り越しを行いまして、現在、工事も実施しております、計画的に外周あたりから整備をしまして、内部の、学校につきましては進みますが、スポーツ拠点施設としての交流広場の計画も検討しながら進めていきたいということで、現在、スポーツ拠点施設ということのみではございませんが、結の浜公園スポーツ拠点整備ということで計画を進めているところでございます。

大変申しわけありません。過疎計画の見直しにつきましても御指摘がありましたことを、早い機会に過疎計画の見直しをしていきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 教育費、10款2項3目、これ小学校費なんですが、3項は中学校費の支出とわかるんですが、この小学校の場所というのを明確にお答えしていただきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 小学校の場所につきましては、結の浜中央部ということでですね、説明資料でお渡ししている中央部のほうに移動する予定でございます。

○ 議長（金城 勇） 1 番 大城佐一議員。

○ 1 番（大城佐一） 結の浜の中央部ということですが、まず初めに、ここは今までの説明では結の浜に移転する、今の中学校用地ですね。そこに移転するということを言っていますよね。この土地利用計画を見ると、小学校用地というのは明記されていません。中学校用地は明記されています。私も一般質問の中で皆さんに言ったんですが、これを用途変更するということなんですが、これちゃんと用途変更が、今現在されているのか。これはされていなかったら小学校はどこなのか、幽霊の土地にこういう予算もつけて、大変なことじゃないですか。これははっきり、今、用途変更されているのか。

それとこの資料にも、これは企画観光と思うんですが、学校用地と明記しているんですが、土地利用計画の学校用地とはありませんよ。土地利用計画には中学校用地とあります。こういったもろもろの面ですね、ものを簡単に変更しないでください。ちゃんと当たり前のことは当たり前に書きなさい。

それとあと1点、先ほどいろんな答弁が、平良議員、前田議員の質疑の答弁にいろいろありましたが、この変更する理由、改良が必要となってくる。それは教育長なんですか。あなた3月の返答で何と言ったの。こっちが適当だから決定したと言ったじゃないですか、はっきり。適当じゃなかったの。あなたは適当とはっきり言ったんじゃないの。適当だからこっちに決定したと言って、今さら変な何、雨水がたまり、ピオトープとなり地盤改良が必要となる。それだからまた中央部に変更する。こっちで工事する場合には時間がかかる。平成28年に間に合わない。間に合わなければ延ばせばいいんじゃないの。何で平成28年にこだわっているの。これを簡単に変更するなよ。あなたたちは議事録も簡単に変えるし、計画も簡単に変えて、そういうことで本当にいいのか。その辺、教育長から答弁お願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

場所の件ですが、当初計画というんですか、住民説明の当初はやはり北側ということで説明してまいりました。途中から、最終的には結の浜地区ということで、北側のほうには明確には示しておりません。学校用地は結の浜地区ということで、北側、南側ということで、選択肢は広く設けて決定しておりますので、御指摘された北側に限って適地といったことではありません。結の浜地区ということで教育委員会の方針として決定しております。以上です。

日程の変更等についてもなんですが、これは教育委員会議で、教育委員会の方針として、平成28年開校を目指しているということでありまして、事務局としてはそのほうに向かって業務を進めていきたいと、そういうことです。

○ 議長（金城 勇） 企画観光課長。

○ 企画観光課長（山城 均） 用途変更ということで、これは埋め立ての土地利用計画に基づく用途変更ということで答弁させていただきたいと思いますが、現在ですね、その北側にあったものを、中央部に、小学校、中学校用地を変更するというので、事前の調整は今、県と進んでおりまして、村の方針が決定しましたら申請してくださいという段階で、ある程度用途変更の手続のほうはほぼ調整済みであるということで、正式な申請をするところでございます。事前調整が進んでいるということで、正式な申請をこれからするところであります。

○ 議長（金城 勇） 1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） 本来は、私が思うには、本当はちゃんとしたこういった手続も踏まえて、ちゃんと用途変更もして、だったら小学校もこっちにやりますよとはっきり明記して言っているんですよ。まだ申請も調整中と言いながら、はっきり明記して、もういかにもこっち小学校ができるような話じゃないですか。これは最初からあなたたちのやり方なんですけど、もう最初から決まったような話ぶり、説明会もみんな進めてきてはいるんですが、この平成28年4月に開校できなければ、何が、ふぐあいがあるの。こっちまでやらなければ、何か不都合、支障が何かあるのか。それともどこからか、通達でも何かあるのか、平成28年4月までにやらなければ、できませんよとか、こういうふうなことがあるのか。もう一度、この、こっちで工事が延びるのであれば、開校も延ばしなさいよ。まだ十分に住民に説明もできない中で、この委託設計の計画を進めていくということはどういう心境しているのか、本当に。あなた方、これみんな、十分住民が納得していると思いますか、今。統合問題に関して。そういう基礎的なものも十分しないうちから、これはもう2階からおうち建てるような話ばかりして、今の話全体聞くと、都合が悪ければこれやる。これ簡単に用途変更するということを、私たちは、村民には今のところはこっちで、交流広場がこの辺にできますよ。こうした場合はこちらでできますよとか、いろいろ説明もしているわけなんですかね。こういったものを簡単に変えたら大変困ります。

ついでに、前田 孝議員がも言ったとおり、このスポーツ拠点施設ですね、これは小学校用地は中央部に持っていったら、このスポーツ拠点施設は、今言ったみたいに、こんな不都合なところでさせていいの。今、過疎計画のあれを見ると、小学校、中学校、スポーツ拠点整備が何か先という話も出ていますが、こういった、簡単にやられたら困りますよ。

最後に、これははっきり言ってくださいね。もう1回言います。平成28年度まで開校しなければ、教育委員会及び行政に不都合が出るのか、その辺をひとつお願いします。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） お答えします。

教育委員会としましては、現在の学校の状況、小学校、中学校の状況の教育環境を考えた場合、一日も早く統合して良好な環境のもとで児童生徒を教育したいと、そういう思いであります。現に、中学校も校舎も劣化して、非常に危険な状況でありまして、早急に移転していい環境のほうで子供たちの教育に当たっていききたいと。そういう思いで、一日も早く統合移転を進めていききたいと、そういう思いであります。

○ 議長（金城 勇） 議員の質疑は既に3回になりますが、会議規則第55条の規定によって特に発言を許します。

1番 大城佐一議員。

○ 1番（大城佐一） ありがとうございます。

子供たちのためにと言いながら、あんた自分の都合だけじゃないの、これ。中学校だけ早目に移転させなさいよ、中学校だけ。小学校は後回しにして。何で中学校だけできないの。中学校だけ先にやりなさいよ、最初から中学校用地とちゃんとあるんだから。小学校、子供たちのために言いながら、まだきれいな整備もできないうちから、子供たちのためになるね、これ。余計悪くなります、こんなアワティーカーティーしてつくったら。あんた自分の都合ばかり言っているんじゃないの。

最後に、中学校だけの移転はできないのか。できなければ、なぜできないのか、はっきり言ってください。最後に村長も一言お願いしたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育長。

○ 教育長（友寄景善） 教育委員会の方針としましては、中学校だけの移転じゃなくて、小学校、中学校を一体的に整備して教育効果を高めていくということで、中学校だけの移転は考えておりません。中学校だけの移転は考えておりませんでした。中学校移転について、私の一存でできるできないと、この場で答えるのは適切ではないと思います。教育委員会の中で諮って、結果が小学校、中学校一体となって移転するというを決めております。そういうことで御理解願いたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 村長。

○ 村長（島袋義久） ただいまの学校の移転の話の中で、小学校も中学校も一緒にないといかんのかという話、今、これは教育委員会の計画の中にありますけれども、よりよい教育環境の中で教育活動をしたいというのが教育委員会からの説明というか、そう受けておりまして、私もそういうふうに理解をしまして、よりよい教育環境をとする場合、百年の計は教育にある。そうする立場からよりよい環境、場所というのはどこなのかということも含めて検討した結果、ここに移ってくるという、そういう環境がいいのではないかと私も思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） では、今の10款の単独事業の設計委託料について確認させていただきます。

今までもありましたけれども、この予算の計上は、中学校と小学校別々に、小学校用が2,081万9,000円、また中学校が1,703万4,000円というふうになっていますけれども、基本的に教育委員会は併置校でやるのか、どういう、これ、工程表を見たら、運動場も体育館もおのおのつくるようなことになっているんですけれども、どう基本的に考えているのか、まずその辺を聞いておきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 昨年からも説明しているように、併置校ではなく共有です。小中連携型の学校を目指しております。予算上、中学校と小学校、小学校費と中学校費に分けて、実際に発注は一本に発注する予定です。

○ 議長（金城 勇） 2番 新城一智議員。

○ 2番（新城一智） 連携型ということでありませけれども、この内容も詰めていかないといけないところも、今の場所の問題もありますけれども、それはまた委員会で細かく聞いておきたいと思います。

やっぱり小学校と中学校、もちろん授業の内容とかも全然違ってきますし、面積も変わってくると思いますけれども、その辺も深く考えながらやらないと、先ほどからずっとあるような懸念が湧いてくることだと思います。その辺の説明が全くなくて、この場所の問題も、逆に村民から私らもこれが出るまで、中学校もここに決まっているよとか、後から聞くような、こういう話はですね、やっぱり議会としてもウセーられているという言い方はおかしいんですけれども、ちょっと軽視されているんじゃないかということだとらえられても、当たり前なんです。だからしっかりですね、その辺説明してもらわないと今後困りますので、その辺も含めてですね、本当に予算もそうなんですけれども、これから建設費など、過疎債の関係もあるはずなんですけれども、どうその予算をつくっていくのかも含めて、今、答えられることがあれば、ぜひ答えていただきたいと思います。

○ 議長（金城 勇） 教育課長。

○ 教育課長（新城 寛） 予算面の件なんですけど、予算面につきましては、今回、計上していただいている基本計画、それと基本設計、それをもとに、1月末に県のほうでヒアリングがございます。それにつきましては、平成26年度の国庫補助事業、それに向けてのヒアリングがございます。それに向けて、今回の計画等を管理をしながら、概算予算、そういうものを確認しながら、次年度から国庫補助事業を対応していきたいと思っております。

○ 議長（金城 勇） ほかに質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） これで質疑を終わります。

本案については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算については、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

---

○ 議長（金城 勇） お諮りします。ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元にお配りしました名簿のとおり指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって予算審査特別委員会の委員は、お手元にお配りしました名簿のとおり選任することに決定しました。

---

○ 議長（金城 勇） 予算審査特別委員会の正副委員長の選任のため休憩します。

（午前10時55分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時59分）

---

#### ◎諸般の報告

○ 議長（金城 勇） これから諸般の報告をします。

休憩中に予算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

予算審査特別委員会委員長に安里重和議員、副委員長に具志堅朝秀議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

---

○ 議長（金城 勇） 委員会審査のため休憩します。

（午前11時00分）

---

○ 議長（金城 勇） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後12時42分）

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） ただいま総務常任委員会委員長から、先ほど付託しました議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第37号を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって議案第37号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議案第37号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第1 議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長。

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

総務常任委員会  
委員長 新 城 一 智

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

#### 記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第37号	大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例	原案可決 全会一致

(新城一智総務常任委員会委員長 登壇)

○ 総務常任委員会委員長(新城一智) ただいま議題となりました議案第37号について、総務常任委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長及び企画観光課長の出席を求め、本日午前10時30分からの審査予定を35分繰り下げて11時5分から審査を行いました。

議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例について報告いたします。

本案は、大宜味村工業用水道事業給水条例第13条第3項の字句の改正、第19条第1項の水質基準にアルカリ度、硬度、蒸発残留物、塩素イオン及び鉄イオンの基準を加え、さらに第13条を第12条とし、第14条から第25条までを1条ずつ繰り上げる改正で、公布の日から施行することとなっております。

なお、質疑、討論はなく、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

よろしく御審議のほどお願い申し上げ、報告といたします。よろしくお祈りします。

○ 議長(金城 勇) 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例の討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙

手願います。

(挙手全員)

○ 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって議案第37号 大宜味村工業用水道事業給水条例の一部を改正する条例は、委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎日程の追加

○ 議長(金城 勇) ただいま予算審査特別委員会委員長から、先ほど付託しました議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員会審査報告書が提出されました。

お諮りします。議案第38号を日程に追加し、追加日程第2として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって議案第38号を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○ 6番(前田 孝) 議長、退場します。

○ 議長(金城 勇) 6番、退場。

(6番 前田 孝議員 午後12時46分退場)

---

◎議案第38号の上程、委員長報告、質疑、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 追加日程第2 議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を議題とします。

委員長の報告を求めます。予算審査特別委員会委員長。

大 議 第 8 9 号

平成25年8月9日

大宜味村議会議長 金 城 勇 殿

予算審査特別委員会

委員長 安 里 重 和

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第38号	平成25年度大宜味村一般会計補正予算(第2号)	原案可決 賛成多数

(安里重和予算審査特別委員会委員長 登壇)

○ 予算審査特別委員会委員長（安里重和） ただいま議題となりました議案第38号について、予算審査特別委員会における審査の結果について報告いたします。

本委員会におきましては、説明員として副村長、総務課長兼村史編纂室長、財務課長、教育長、教育課長の出席を求め、本日午前10時50分からの審査予定を35分繰り下げて11時25分から行いました。

議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、3,780万円の増額で、歳入に財産形成基金繰入金増額、歳出に教育費の学校建設費の増額となっております。

教育長から村長への要請書において、災害時等で近隣住民との協力やつながりで、避難時における連携により被害を最小限に抑えることが可能ではないかとあるが、被害者が出るという想定なのかという質疑に対して、被害者が出ないよう、被害が最小限にとどめるように検討していくとの答弁でした。

討論はなく、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○ 議長（金城 勇） 以上で委員長の報告を終わります。

これから議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算の討論を行います。討論ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

○ 議長（金城 勇） 挙手多数です。

したがって議案第38号 平成25年度大宜味村一般会計補正予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

6番、入場。

（6番 前田 孝議員 午後12時49分入場）

---

#### ◎日程の追加

○ 議長（金城 勇） お諮りします。全員発議により提出されました意見案第7号 県内へのMV22 オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書及び決議案第1号 県内へのMV22 オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○ 議長（金城 勇） 異議なしと認めます。

したがって意見案第7号、決議案第1号を日程に追加し、追加日程第3及び追加日程第4として議題

とすることに決定しました。

◎意見案第7号及び決議案第1号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長（金城 勇） 追加日程第3 意見案第7号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書、追加日程第4 決議案第1号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議を一括して議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。前田 孝議員。

（6番 前田 孝議員 登壇）

○ 6番（前田 孝） 意見案第7号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書

上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年8月9日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 新城一智 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 安里重和 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 県内へのオスプレイ追加配備及び常駐化につながるラプター暫定配備期間延長に強く抗議するとともに、普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ及びラプター全機の撤収と普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求するため。

県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書

去る6月21日、在沖米軍第18航空団は、1月から米軍嘉手納基地に暫定配備しているF22ラプターの配備期間延長を発表し、7月1日には、防衛省が、米軍普天間飛行場に追加配備されるMV22オスプレイ12機が山口県岩国飛行場での機能確認のための試験飛行実施後、普天間飛行場に移動すると発表した。そして実際、7月30日に岩国基地に搬入し、間髪を入れず8月3日に普天間基地に2機を追加配備し、残り10機については、5日午後に発生した宜野座村の米軍キャンプ・ハンセン訓練場内での米軍HH60救難用ヘリコプターの墜落事故を受けて、配備を延期すると発表した。今後の配備については近い将来再開するとしている。

オスプレイの県内配備については、その安全性に対する大きな疑念から沖縄県議会を初め、県内41市町村議会の全てにおいてオスプレイ配備に抗議する決議が可決され、昨年9月9日には「オスプレイ配備に反対する沖縄県民大会」が開催され、オスプレイ配備計画の即時撤回と普天間飛行場の閉鎖、撤去を求める決議が採択された。

それにもかかわらず、日米両政府は、同年9月19日の日米合同委員会において「安全確保策」を正式合意し、安全宣言を発表して、同年10月1日に普天間飛行場にオスプレイ12機を強行配備した。

しかし、同安全宣言は、「できる限り」、「可能な限り」などの米軍の恣意的運用を可能にする条件つきのものとなっており、オスプレイ配備後に沖縄県が飛行合意違反と指摘した318件について、防衛省は7月30日、「日米合意に違反する飛行の確証は得られない」との検証結果を公表し、米軍が合意に

基づき飛行していると繰り返し述べている。

このような状況下において、ラプター12機の暫定配備期間を延長した上に、さらにオスプレイ12機を追加配備することは、県民の思いを踏みにじる暴挙である。

現在、県民の騒音・環境問題等に対する怒りと不安と、墜落への恐怖は払拭されておらず、余りにも県民の声を無視し続ける両政府の対応は、言語道断で到底容認できるものではない。

よって、本村議会は、県民の生命、安全及び生活環境を守る立場から、県内へのオスプレイ追加配備及び常駐化につながるラプター暫定配備期間延長に強く抗議するとともに、普天間飛行場の固定化に強く反対し、オスプレイ及びラプター全機の撤収と普天間飛行場の閉鎖・撤去を強く要求する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年8月9日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

以上となっております。

続きまして、決議案第1号について説明を申し上げます。

決議案第1号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年8月9日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 前田 孝 大城佐一 新城一智 平良英勝 東 武久 宮城辰徳 安里重和 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由については、先ほどの意見案第7号と同様でございます。

その抗議決議の文面につきましても、先ほどの意見案第7号と同様でありますので、抗議決議のあて先のみを申し上げます。

本抗議決議のあて先につきましては、

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 第18航空団司令官

以上であります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。提案説明といたします。

○ 議長（金城 勇） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（発言する者なし）

○ 議長（金城 勇） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第7号及び決議案第1号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

○ 議長（金城 勇） 挙手全員です。

したがって意見案第7号及び決議案第1号については、委員会の付託を省略することは可決されまし

た。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

○ 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第7号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する意見書及び決議案第1号 県内へのMV22オスプレイ追加配備及び常駐化につながるF22ラプター暫定配備期間延長に関する抗議決議を採決します。

意見案第7号及び決議案第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって意見案第7号及び決議案第1号については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○ 議長(金城 勇) お諮りします。全員発議により提出されました意見案第8号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書及び決議案第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議を日程に追加し、追加日程第5及び追加日程第6として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○ 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって意見案第8号、決議案第2号を日程に追加し、追加日程第5及び追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎意見案第8号及び決議案第2号の一括上程、説明、質疑、委員会付託の省略、討論、採決

○ 議長(金城 勇) 追加日程第5 意見案第8号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書、追加日程第6 決議案第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議を一括して議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。平良英勝議員。

(3番 平良英勝議員 登壇)

○ 3番(平良英勝) 意見案第8号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書 上記の意見案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年8月9日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 大城佐一 新城一智 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し断固抗議するため。

米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書

8月5日午後4時ごろ、米軍キャンプ・ハンセン訓練場内で、嘉手納基地所属の米軍HH60救難用へ

リコプター1機が墜落炎上する事故が発生した。日米両政府がMV22オスプレイの追加配備を強行しようとしていることに対し、県民挙げて強い反対運動を行っているさなかのことである。

墜落現場は、宜野座村松田の住宅地から北西約2キロ離れた大川ダムの北端で、東側約1キロには沖縄自動車道が走っており、付近の松田区には保育所、幼稚園、小学校もあり、一步間違えば住民を巻き込む大惨事を引き起こしかねないものであり、県民に大きな不安と恐怖を与えている。

墜落したHH60救難用ヘリコプターについては、これまでもトラブルによる緊急着陸を起こしており、去る6月5日には東村高江の県道から250メートル離れた北部訓練場内に緊急着陸している。また、復帰後の米軍機の墜落事故は県が把握しただけで昨年末までに43件に上り、今年5月の沖縄本島東の米軍訓練海域上でのF15戦闘機の墜落事故や今回の事故を含めると復帰後45件の墜落事故が発生しており、1年に1回以上墜落事故を起こしていることになる。

本県では、これまで相次いで発生した戦闘機やその他の航空機による墜落事故等に対し、県議会をはじめ本村議会等関係機関が日米両政府に事故の原因究明と再発防止や航空機の安全管理の徹底等の申し入れを行っているにもかかわらず、墜落事故がまた発生したことには誠に遺憾である。

よって、本村議会は、県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し断固抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要求する。

#### 記

- 1 事故原因を徹底的に究明し、その結果を速やかに県民に明らかにすること。
  - 2 事故原因の究明、安全対策及び再発防止策が講じられるまでの間、県内における米軍HH60救難用ヘリコプターの飛行を中止すること。
  - 3 機体の整備・保守点検体制を徹底的に見直して機体の安全管理と事故の再発防止に努めること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年8月9日

沖縄県国頭郡大宜味村議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長

決議案第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議

上記の決議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成25年8月9日

大宜味村議会議長 金城 勇 殿

提出者 平良英勝 大城佐一 新城一智 東 武久 宮城辰徳 前田 孝 安里重和 具志堅朝秀

賛成者 平良嗣男

提案理由 県民の生命・財産を守る立場から、今回の事故に対し断固抗議するため。

意見案第8号と同文でありますので、あて先だけ申し上げたいと思います。

あて先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事 第18航空団司令官

以上、申し上げます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○ 議長(金城 勇) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

意見案第8号及び決議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会の付託を省略することについて採決します。

本案は、委員会の付託を省略することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

- 議長(金城 勇) 挙手全員です。

したがって意見案第8号及び決議案第2号については、委員会の付託を省略することは可決されました。委員会の付託を省略します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(発言する者なし)

- 議長(金城 勇) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

意見案第8号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する意見書及び決議案第2号 米軍HH60救難用ヘリコプター墜落事故に関する抗議決議を採決します。

意見案第8号及び決議案第2号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって意見案第8号及び決議案第2号については、原案のとおり可決されました。

- 
- 議長(金城 勇) お諮りします。会議規則第45条の規定により、本議会に付議された事件の議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(金城 勇) 異議なしと認めます。

したがって条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

---

#### ◎閉会の宣告

- 議長(金城 勇) これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第5回大宜味村議会臨時会を閉会します。

お疲れさまでした。

(午後 1時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議会議長

署名議員

署名議員